WAT全体管理規約 別図 - 2

敷地及び共用部分等の特定箇所の専用使用部分、第三者使用承認部分及び特定管理部分の位置と範囲図

場所	使 用 者	表示
101	店舗業務区分所有者(占有者も含む。)	
102 108 125	公共公益施設区分所有者(占有者も含む。)	
103 107	住宅区分所有者(占有者も含む。)	
104	当該部分に直に接する住宅区分所有者(占有者も含む。)	
105	該当住戸区分所有者(占有者も含む。)	
106 118 119 120 124	公共公益施設区分所有者(占有者も含む。)	
109	住宅部会と駐車場使用契約又はバイク使用契約を締結した者	
110	住宅部会と駐車場使用契約を締結した者	
111	住宅部会とバイク使用契約を締結した者	
112	店舗業務部会	
113	店舗業務部会及び公共公益施設区分所有者が認めた者	
114 122 123	店舗業務区分所有者(占有者も含む。)	
115	住宅部会が住宅用駐輪場の使用者として認めた者	
116 117	住宅部会	
121	店舗業務部会と店舗業務用駐車場使用契約を締結した者	
201	東京電力株式会社	
202	管理事務を受託した者	
203	管理事務を受託した者	
	東日本電信電話株式会社	
301	住宅部会	
302	店舗業務部会	
303 305 (303 のうち、躯体は除く。)	タワー棟管理組合	
(
	101 102 108 125 103 107 104 105 106 118 119 120 124 109 110 111 112 113 114 122 123 115 116 117 121 201 202 203 204 301 302	101













